

110 特定施設入居者生活介護「基準チェックシート」

点検年月日	
事業所名	
法人名	
点検者職氏名	
備考	

【用語の定義】

法 ……介護保険法(平成9年12月17日 号外法律第123号)

令 ……指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日 厚生省令第37号)

通知……指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日 老企第25号)

条例……札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年2月26日 札幌市条例第8号)

点 検 項 目	点 検 事 項	点検結果		根 拠 法 令	点 検 書 類 等
第1 基本方針	(1) 指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者が当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。 ・ 事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。 ・ 運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。	適	否	法第73条第1項 条例第217条第1項 〈令第174条第1項〉	・概況説明 ・定款、寄付行為等 ・運営規程 ・パンフレット等
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めているか。	適	否	条例第217条第2項 〈令第174条第2項〉	
	(3) 指定特定施設入居者生活介護の事業者は、その運営に当たっては、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員の支配を受け、又はこれと密接な関係を有していないか。	適	否	条例第4条第3項	
第2 人員に関する基準 1 従業者の員数	指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき特定施設従業者の員数は、次のとおりとなっているか。			法第74条第1項 条例第218条第1項 〈令第175条第1項〉	・従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ・従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ・資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し) ・出勤簿 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ・入居者数が分かる書類
(1) 生活相談員	(1) 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上であるか。	適	否	条例第218条第1項第1号 〈令第175条第1項第1号〉	
	(2) 生活相談員のうち1人以上は、常勤であるか。	適	否	条例第218条第4項 〈令第175条第4項〉	
(2) 看護職員又は介護職員	(1) 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上であるか。	適	否	条例第218条第1項第2号ア 〈令第175条第1項第2号イ〉	
	(1)-2 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における上記(1)の規定の適用については、上記(1)の「1」とあるのは、「0.9」とする。	適	否	条例第218条第10項 〈令第175条第9項〉	
	① 条例第237条において準用する第166条の2に規定する利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 ア 利用者の安全及び介護サービスの質の確保 イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮 ウ 緊急時の体制整備 エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検 オ 特定施設従業者に対する研修	該当なし			
	② 介護機器を複数種類活用していること。				
	③ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。				
	④ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。				
	(2) 看護職員の数は、利用者の数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上となっているか。 また、利用者の数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上となっているか。	適	否	条例第218条第1項第2号イ 〈令第175条第1項第2号ロ〉	
(3) 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されているか。	適	否	条例第218条第1項第2号ウ 〈令第175条第1項第2号ハ〉		
(4) 看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者となっているか。	適	否	条例第218条第5項 〈令第175条第5項〉		

(3) 機能訓練指導員	(1) 1以上となっているか。	適 否	条例第218条第1項第3号 〈令第175条第1項第3号〉	・従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの (例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ・従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ・資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
	(2) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であるか。(ただし、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。)この訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)とする。	適 否	条例第218条第6項 〈令第175条第6項〉 平11老企25第3の十の1(3)	
(4) 計画作成担当者	(1) 1以上(利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)となっているか。	適 否	条例第218条第1項第4号 〈令第175条第1項第4号〉	・出勤簿 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ・入居者数が分かる書類
	(2) 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとなっているか。(ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。)また、当該介護支援専門員の介護支援専門員証は有効期間内となっているか。 ＜参考＞ 介護支援専門員証の有効期間は5年間で有効期間の満了日までに更新交付申請をしないと証が無効になります。	適 否	条例第218条第7項 〈令第175条第7項〉	
2 指定介護予防 特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受けている場合	指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、第2の1の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとなっているか。		条例第218条第2項 〈令第175条第2項〉	・従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの (例:勤務体制一覧表、勤務実績表)
(1) 生活相談員	(1) 常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者の合計数(総利用者数)が100又はその端数を増すごとに1人以上であるか。	適 否	条例第218条第2項第1号 〈令第175条第2項第1号〉	・従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
	(2) 生活相談員のうち1人以上は、常勤であるか。	適 否	条例第218条第4項 〈令第175条第4項〉	・資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し) ・出勤簿
(2) 看護職員又は介護職員	(1) 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービス利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上であるか。	適 否	条例第218条第2項第2号ア 〈令第175条第2項第2号イ〉	・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ・入居者数が分かる書類
	(1)-2 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における上記(1)の規定の適用については、上記(1)の「1」とあるのは、「0.9」とする。	適 否 該当なし	条例第218条第10項 〈令第175条9項〉	
	① 条例第237条において準用する第166条の2に規定する利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 ア 利用者の安全及び介護サービスの質の確保 イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮 ウ 緊急時の体制整備 エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検 オ 特定施設従業者に対する研修			
	② 介護機器を複数種類活用していること。			
	③ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。			
	④ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われておりと認められること。			
	(2) 看護職員の数は、総利用者数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上となっているか。 また、総利用者数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上となっているか。	適 否	条例第218条第2項第2号イ 〈令第175条第2項第2号ロ〉	
	(3) 常に1以上の指定特定施設入所者生活介護及び指定介護予防特定施設入所者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されているか。 (ただし、指定介護予防特定施設入所者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りではない。)	適 否	条例第218条第2項第2号ウ 〈令第175条第2項第2号ハ〉	

	(4) 看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者となっているか。 (ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば差し支えない。)	適 否	条例第218条第5項 〈令第175条第5項〉	・従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの (例:勤務体制一覧表、勤務実績表)
(3) 機能訓練指導員	(1) 1以上となっているか。	適 否	条例第218条第2項第3号 〈令第175条第2項第3号〉	・従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
	(2) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であるか。 (ただし、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。)	適 否	条例第218条第6項 〈令第175条第6項〉 平11老企25第3の十の1(3)	・資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
	・この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)の資格を有する者とする。			・出勤簿 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ・入居者数が分かる書類
(4) 計画作成担当者	(1) 1以上(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)となっているか。	適 否	条例第218条第2項第4号 〈令第175条第2項第4号〉	
	(2) 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとなっているか。(ただし、利用者及び介護予防サービスの利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。)	適 否	条例第218条第7項 〈令第175条第7項〉	
	また、当該介護支援専門員の介護支援専門員証は有効期間内となっているか。	適 否		
3 利用者の数	利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値となっているか。 (ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。)	適 否	条例第218条第3項 〈令第175条第3項〉	・前年度の利用者実績がわかる書類
4 管理者	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)	適 否	条例第219条 〈令第176条〉	・管理者の雇用形態がわかるもの ・管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの (例:勤務体制一覧表、勤務実績表)
				・管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
第3 設備に関する基準 1 設備	(1) 指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く)は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。 ただし、(1)の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物でなくても差し支えない。 ① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 ③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	適 否	法第74条第2項 条例第220条第1項、第2項 〈令第177条第1項、第2項〉	・事業所の平面図 ・設備、備品台帳
	(2) 指定特定施設は、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しているか。 (ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことは差し支えない。)	適 否	条例第220条第3項 〈令第177条第3項〉	

(1) 居室	(1) 一の居室の定員は、1人となっているか。 (ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人としても差し支えない)。	適	否	条例第220条第4項第1号 〈令第177条第4項第1号〉	・事業所の平面図
	(2) プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであるか。	適	否		
	(3) 地階に設けていないか。	適	否		
	(4) 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか。	適	否		
(2) 一時介護室	介護を行うために適当な広さを有しているか。	適	否	条例第220条第4項第2号 〈令第177条第4項第2号〉	
(3) 浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっているか。	適	否	条例第220条第4項第3号 〈令第177条第4項第3号〉	
(4) 便所	居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えているか。	適	否	条例第220条第4項第4号 〈令第177条第4項第4号〉	
(5) 食堂	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。	適	否	条例第220条第4項第5号 〈令第177条第4項第5号〉	
(6) 機能訓練室	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。	適	否	条例第220条第4項第5号 〈令第177条第4項第6号〉 平11老企25第3の十の2(3)	
	・ 上記(1)、(2)、(5)及び(6)でいう「適当な広さ」の具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、 利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示がされているか。	適	否		
2 構造	(1) 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有しているか。	適	否	条例第220条第5項 〈令第177条第5項〉	・事業所の平面図 ・設備、備品台帳 ・建築確認書等
	(2) 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。	適	否	条例第220条第6項 〈令第177条第6項〉	
	(3) 指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによっているか。	適	否	条例第220条第7項 〈令第177条第7項〉	
第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明 及び契約の締結等	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額 及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定 特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しているか。	適	否	法第74条第2項 条例第221条第1項 〈令第178条第1項〉	・重要事項説明書 ・入居及び指定特定施設 入居者生活介護の提供に 関する契約書等 ・運営規定 ・入居申込書 ・同意書
	(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。また、契約書においては、少なくとも、介護サービスの内容及び利用料その他費用の額、契約解除 の条件を記載しているか。	適	否	平11老企25第3の十の3(1)	
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはいないか。	適	否	条例第221条第2項 〈令第178条第2項〉	
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移し て介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ (1)の契約に係る文書に明記しているか。	適	否	条例第221条第3項 〈令第178条第3項〉	
2 指定特定施設入居者 生活介護の提供の開始 等	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではないか。	適	否	条例第222条第1項 〈令第179条第1項〉	・入居申込書 ・入居申込受付簿
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の 者が提供する介護サービスを利用することを妨げていないか。	適	否	条例第222条第2項 〈令第179条第2項〉	・介護サービス記録
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者等が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが 困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じているか。	適	否	条例第222条第3項 〈令第179条第3項〉	・紹介の記録
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境 等の把握に努めているか。	適	否	条例第222条第4項 〈令第179条第4項〉	・利用者に関する記録
3 受給資格等の確認	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証に よって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	適	否	条例第237条(第12条準用) 〈令第192条準用(第11条第1項)〉	・介護保険番号、有効期 限等を確認している記録 等 ・サービス提供票 ・利用者に関する記録
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会 意見に配慮して指定特定施設入居者生活介護を提供するように努めているか。	適	否	法第73条第2項	

4 要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ・ 必要な援助とは ① 要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ② 利用申込者の意思を踏まえ速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。	適	否	条例第237条(第13条第1項準用) (令第192条準用(第12条第1項))	・利用者に関する記録
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	適	否	条例第237条(第13条第2項準用) (令第192条準用(第12条第2項))	
5 サービスの提供の記録	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。	適	否	条例第224条第1項 (令第181条第1項)	・サービス提供記録 ・業務日誌
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。	適	否	条例第224条第2項 (令第181条第2項)	
6 利用料等の受領	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 ・ 1割、2割又は3割相当の支払いを受けているか。	適	否	条例第225条第1項 (令第182条第1項) 準用(平11老企25第3の一の3(11)の①)	・特定施設サービス計画 ・請求書 ・領収証控 ・運営規程 ・同意に関する記録
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 [法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した場合] ・ 10割相当額の支払いを受けているか。	適 該当なし	否	条例第225条第2項 (令第182条第2項)	
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。 ① 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 ② おむつ代 ③ ①、②に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担されることが適当と認められるもの。 なお、③の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱われているか。	適	否	条例第225条第3項 (令第182条第3項) 平11老企25第3の十の3(4)の② 平12老企54	・特定施設サービス計画 ・請求書 ・領収証控 ・運営規程 ・同意に関する記録
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	適	否	条例第225条第4項 (令第182条第4項)	
	(5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令(施行規則第65条)で定めるところにより、領収証を交付しているか。	適	否	法第41条第8項	
	(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定特定施設入居者生活介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定特定施設入居者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定特定施設入居者生活介護に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 ・ 領収証には費用区分を明確にしているか ① 基準により算定した費用の額又は現に要した費用 ② その他の費用(個別の費用ごとの区分)	適	否	施行規則第65条	
7 保険給付の請求のための証明書の交付	指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	適	否	条例第237条(第22条準用) (令第192条準用(第21条)) 平11厚令37第192条準用(第21条)	・サービス提供証明書(控) (介護給付費明細書代用可)

8 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っているか。	適	否	条例第226条第1項 〈令第183条第1項〉	・特定施設サービス計画 ・使用しているパンフレット等 ・介護日誌
	(2) 指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。	適	否	条例第226条第2項 〈令第183条第2項〉	
	(3) 指定特定施設の特設施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	適	否	条例第226条第3項 〈令第183条第3項〉	
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行っていないか。 （身体拘束の対象となる具体的行為） ① 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。	適	否	条例第226条第4項 〈令第183条第4項〉 平13老発155（身体拘束ゼロへの手引き）	・身体的拘束等の記録（身体的拘束等がある場合） ・身体的拘束等の適正化のための指針 ・身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの ・身体的拘束等の適正化のための研修及び結果がわかるもの
	(5) 指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。そのため、事業所の管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど、意識啓発に努めているか。	適	否	平13老発155の2.3	
	(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しているか。 なお、記録に当たっては「身体拘束ゼロの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」等を参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。	適	否	条例第226条第5項 〈令第183条第5項〉 平13老発155の6	
	(7) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について ア 指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底しているか。 イ 委員会は幅広い職種（施設長、看護職員、介護職員、生活相談員等）で構成されており、構成メンバーの責務と役割分担を明確化しているか。 ウ 委員会の開催時には以下の点について、留意しているか。 ・ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 ・ 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、上記の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。 ・ 委員会において、上記のとおり報告された事例を集計し、分析すること。 ・ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等进行分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 ・ 報告された事例及び分析結果に従事者に周知徹底すること。 ・ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。	適 適 適	否 否 否	条例第226条第6項 〈令第183条第6項〉 平11老企25第3の十の3(5)の②	
	(8) 指定特定施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」に次のような項目を盛り込んでいるか。 ・ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会その他施設内の組織に関する事項 ・ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ・ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ・ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ・ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	適	否	条例第226条第6項 〈令第183条第6項〉 平11老企25第3の十の3(5)の③	

	(9) 介護職員その他の従事者に対する身体的拘束等の適正化のための研修について、当該指定特定施設が整備した指針に基づいた研修プログラムを作成し、年2回以上の定期的な教育を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施しているか。 また、研修の内容は記録しているか。	適	否	条例第226条第6項 〈令第183条第6項〉 平11老企25第3の十の3(5)の④	・身体的拘束等の適正化のための研修及び結果がわかるもの
	(10) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適	否	条例第226条第7項 〈令第183条第7項〉	
9 特定施設サービス計画の作成	(1) 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	適	否	条例第227条第1項 〈令第184条第1項〉	・特定施設サービス計画
	(2) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。	適	否	条例第227条第2項 〈令第184条第2項〉	・特定施設サービス計画 ・利用者に関する記録 ・利用者の能力、環境等を評価した記録
	(3) 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しているか。	適	否	条例第227条第3項 〈令第184条第3項〉	・協議記録 ・住宅サービス計画 ・特定施設サービス計画
	(4) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	適	否	条例第227条第4項 〈令第184条第4項〉	原案 ・原案に対する同意書
	(5) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しているか。	適	否	条例第227条第5項 〈令第184条第5項〉	・アセスメントの結果がわかるもの ・サービス提供記録
	(6) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行っているか。	適	否	条例第227条第6項 〈令第184条第6項〉	・モニタリングの結果がわかるもの
	(7) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の変更を行う際も上記(2)から(5)に準じて取り扱っているか。	適	否	条例第227条第7項 〈令第184条第7項〉	
10 介護	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 なお、介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格を十分に配慮して実施しているか。	適	否	条例第228条第1項 〈令第185条第1項〉 平11老企25第3の十の3(7)の①	・特定施設サービス計画
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきを実施しているか。	適	否	条例第228条第2項 〈令第185条第2項〉	・サービス提供記録
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。	適	否	条例第228条第3項 〈令第185条第3項〉	・特定施設サービス計画 ・利用者に関する記録
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(1)から(3)のほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。	適	否	条例第228条第4項 〈令第185条第4項〉	・利用者に関する記録
11 口腔衛生の管理	指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っているか。 また、厚生労働省通知「リハビリテーション・個別機能訓練・栄養、口腔の実施及び一体的取組について」を参照しているか。 ※令和9年3月31日まで経過措置	適	否	条例第228条の2 〈令第185条の2〉 平11老企25第3の十の3(8)	・口腔衛生の管理計画
12 機能訓練	指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。	適	否	条例第237条(第159条準用) 〈令第192条準用(第132条)〉	・利用者に関する記録
13 健康管理	指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	適	否	条例第229条 〈令第186条〉	・利用者に関する記録 ・看護記録
14 相談及び援助	指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っているか。	適	否	条例第230条 〈令第187条〉	・利用者に関する記録 ・相談記録等
15 利用者の家族との連携等	指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	適	否	条例第231条 〈令第188条〉	・利用者に関する記録 ・面会に関する記録
16 利用者に関する市町村への通知	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	適	否 該当なし	条例第237条(第27条準用) 〈令第192条準用(第26条)〉	・市町村に送付した通知に係る記録

17 緊急時等の対応	(1) 特定施設従業者は、現に指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 ・ 緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。	適 否	条例第237条(第55条準用) (令第192条準用(第51条))	・運営規程 ・連絡体制に関する書類 ・サービス提供記録
	(2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。	適 否	準用(平11老企25第3の二の3(3)の②)	・契約書
18 管理者の責務	(1) 指定特定施設の管理者は、指定特定施設の従業者の管理及び指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	適 否	条例第237条(第56条第1項準用) (令第192条準用(第52条第1項))	・組織図 ・組織規程 ・職務分担表
	(2) 指定特定施設の管理者は、当該指定特定施設の従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	適 否	条例第237条(第56条第2項準用) (令第192条準用(第52条第2項))	・業務報告書 ・業務日誌等
19 運営規程	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 入居定員及び居室数 ④ 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 ⑥ 施設の利用に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時等における対応方法 ⑧ 非常災害対策 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩ その他運営に関する重要事項 なお、⑩のその他運営に関する重要事項として、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。 ・ ①～⑩の内容は適正か。	適 否	条例第232条 (令第189条) 平11老企25第3の十の3(11)	・運営規程 ・重要事項説明書 ・指定申請及び変更届(写)
20 勤務体制の確保等	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。	適 否	条例第233条第1項 (令第190条第1項)	・従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの (例:勤務体制一覧表、勤務実績表)
	(2) 特定施設従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。	適 否	平11老企25第3の十の3(12)の①	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・業務委託契約書 ・勤務時間が確認できる書類 ・賃金台帳 ・雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ・勤務実績表(勤務実績が確認できるもの) ・研修の計画及び実績がわかるもの
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しているか。(ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。) なお、指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を他の事業者に行わせる場合は、委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めているか。この場合において、委託者は、受託者に委託した業務の全部又は一部を再委託させていないか。(なお、給食、警備等の特定施設入居者生活介護に含まれない業務については、この限りではない。) ① 当該委託の範囲 ② 当該委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ③ 受託者の従業者により当該委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨 ④ 委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨 ⑤ 委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講ずるよう④の指示をおこなった場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨 ⑥ 受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ⑦ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項	適 否 該当なし	条例第233条第2項 (令第190条第2項) 平11老企25第3の十の3(12)の②	
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は上記③及び⑤の確認の結果の記録を作成し、2年間保存しているか。また、上記④の指示は文書により行っているか。	適 否 該当なし	平11老企25第3の十の3(12)の③ ④⑤	
	(5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(3)のただし書の規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。	適 否 該当なし	条例第233条第3項 (令第190条第3項)	
	(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。また、全ての特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させているか。	適 否	条例第233条第4項 (令第190条第4項)	

	(7) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより指定特定施設入居者生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	適	否	条例第233条第5項 〈令第190条第5項〉	・就業規則 ・職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
21 業務継続計画の策定等	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制による早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じることができるか。 [業務継続計画に盛り込むべき内容] ① 感染症に係る業務継続計画 ア 平時からの備え(体制構築・整備・感染症防止に向けた取組の実施・備蓄品の確保) イ 初動対応 ウ 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有) ② 災害に係る業務継続計画 ア 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) イ 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) ウ 他施設及び地域との連携	適	否	条例第237条(第32条の2準用) 〈令第140条準用(第30条の2)〉 平11老企25第3の十の3の(13)	・業務継続計画 ・研修の計画及び実績がわかるもの ・訓練の計画及び実績がわかるもの
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練(※1)を定期的実施しているか。 なお、職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年2回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時は別に研修を実施すること。 ※1 感染症や災害発生に備え、業務継続計画に基づき施設内の役割分担の確認、発生時に行うケアの演習等	適	否		
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	適	否		
22 非常災害対策	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規制第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定特定施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。 別紙(火災を含めた自然災害等の防災対策に係る確認事項)により詳細確認	適	否	条例第237条(第110条第1項準用) 〈令第192条準用(第103条)〉 準用(平11老企25第3の六の3(7)の①)	・非常災害時の対応計画(管轄消防署へ届け出た消防計画(風水害、地震対策含む)又はこれに準ずる計画 ・運営規程 ・避難・救出等訓練の実施状況がわかるもの ・通報、連絡体制がわかるもの
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 ・ 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなどより実効性のあるものとしているか。	適	否	条例第237条(第110条第2項準用) 〈令第192条準用(第103条第2項)〉 準用(平11老企25第3の六の3(7)の②)	
23 衛生管理等	(1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。	適	否		・受水槽の清掃記録 ・衛生マニュアル等
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	適	否	条例第237条(第111条第1項準用) 〈令第192条準用(第104条第1項)〉	・食中毒防止等の研修記録簿 ・指導等に関する記録 ・現場を確認
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。 また、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。	適	否	条例第237条(第111条第2項準用) 〈令第192条準用(第104条第2項)〉 準用(平11老企25第3の六の3(8)の①)	
	(4) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	適	否	準用(平11老企25第3の六の3(8)の①)	

24 感染症の予防及びまん延防止のための措置	指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、必要な措置を講じているか。 (1) 当該指定特定施設入居者生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、特定施設従業者に周知徹底を図ること。	適	否	条例第237条(第111条第2項準用) 令第192条準用(第104条第2項)平11老企25第3の十の3(14)の②	・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況、結果がわかるもの ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
	(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	適	否		
	(3) 当該指定特定施設入居者生活介護事業所において、特定施設従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	適	否		
25 掲示	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設の見やすい場所に、運営規程の概要、特定施設従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか(重要事項を記載した書面を事業者に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより掲示に代えることができる。) ・記載事項、文字の大きさ、掲示方法等の確認 ・掲示事項の内容は、届け出ている内容や実態に相違していないか。	適	否	条例第237条(第34条第1項、第2項準用) 〈令第192条準用(第32条第1項、第2項)〉 準用(平11老企25第3の一の3(24)の①)	・掲示物
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。	適	否	条例第237条(第34条第3項準用) 〈令第192条準用(第32条第3項)〉	・ウェブサイト
26 秘密保持等	(1) 指定特定施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 ・秘密保持のため必要な措置を講じているか(例えば採用時に秘密保持の誓約書等を取っているか)。	適 適	否 否	条例第237条(第35条第1項準用) 〈令第192条準用(第33条第1項)〉	・就業時の取り決め等の記録 ・従業者の秘密保持誓約書
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適	否		
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 ・利用者(家族)に適切な説明(利用の目的、配付される範囲等)がなされているか。 ・同意内容以外の事項まで情報提供していないか。	適 適 適	否 否 否	条例第237条(第35条第3項準用) 〈令第192条準用(第33条第3項)〉	・実際に使用された文書等(会議資料等) ・個人情報の利用に関する同意書
27 広告	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 ・広告の内容が施設の概要や運営規程と異なる点はないか。	適	否	条例第237条(第36条準用) 〈令第192条準用(第34条)〉	・パンフレット、チラシ等 ・web広告 ・ポスター等 ・広告
		適	否		
28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適	否	条例第237条(第37条準用) 〈令第192条準用(第35条)〉	
29 苦情処理	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。	適	否	条例第237条(第38条第1項準用) 〈令第192条準用(第36条第1項)〉 準用(平11老企25第3の一の3(28)の①)	・運営規程 ・掲示物 ・苦情に関する記録 ・指導等に関する記録
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適	否	条例第237条(第38条第2項準用) 〈令第192条準用(第36条第2項)〉	
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適	否	準用(平11老企25第3の一の3(28)の②)	
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適	否 該当なし	条例第237条(第38条第3項準用) 〈令第192条準用(第36条第3項)〉	
	(5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、札幌市からの求めがあった場合には、(4)の改善内容を札幌市に報告しているか。	適	否 該当なし	条例第237条(第38条第4項準用) 〈令第192条準用(第36条第4項)〉	

	(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176号第1項第3号の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適否 該当なし	条例第237条(第38条第5項準用) 〈令第192条準用(第36条第5項)〉	
	(7) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適否 該当なし	条例第237条(第38条第6項準用) 〈令第192条準用(第36条第6項)〉	
30 協力医療機関等	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 ・ 契約内容は適切か。(夜間・休日の受入体制等)	適否 適否	条例第234条第1項 〈令第191条第1項〉 平11老企25第3の十の3の(15)①	・ 掲示板 ・ 契約書
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(1)の協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めているか。 ① 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ② 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。	適否 適否	条例第234条第2項 〈令第191条第2項〉	
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出ているか。	適否	条例第234条第3項 〈令第191条第3項〉	
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めているか。	適否	条例第234条第4項 〈令第191条第4項〉	
	(5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。	適否 該当なし	条例第234条第5項 〈令第191条第5項〉	
	(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めているか。	適否	条例第234条第6項 〈令第191条第6項〉	
	(7) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	適否	条例第234条第2項 〈令第191条第2項〉	
	(8) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。	適否	平11老企25第3の十の3の(15)②	
31 地域との連携等	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	適否	条例第235条第1項 〈令第191条の2第1項〉	・ 活動状況報告書
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、札幌市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適否	条例第235条第2項 〈令第191条の2第2項〉	
32 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定特定施設入居者生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)を定期的に開催しているか。 ※令和9年3月31日まで経過措置	適否	条例第237条(第166条の2準用) 〈令第192条準用(第139条の2)〉	・ 生産性向上のための委員会の開催状況がわかるもの
33 事故発生時の対応	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、札幌市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適否	条例第237条(第40条第1項準用) 〈令第192条準用(第37条第1項)〉	・ 事故対応マニュアル ・ 札幌市、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの ・ 事故に際して採った処置の記録 ・ 損害賠償の実施状況がわかるもの
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適否	条例第237条(第40条第2項準用) 〈令第192条準用(第37条第2項)〉	
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適否	条例第237条(第40条第3項準用) 〈令第192条準用(第37条第3項)〉	
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適否	準用(平11老企25第3の一の3(30)の③)	

34 虐待の防止	指定特定施設入居者生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じているか。 (1) 当該特定施設生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、特定施設従業者に周知徹底を図ること。	適	否	条例第237条(第40条の2準用) 〈令第192条準用(第37条の2)〉 平11老企25第3の十の3の(17)	・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの ・虐待の防止のための指針 ・虐待の防止のための研修の研修の計画及び実績がわかるもの ・担当者を置いていることがわかるもの
	(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。	適	否		
	(3) 当該指定特定施設生活介護事業所において、特定施設従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。	適	否		
	(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	適	否		
35 会計の区分	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに経理を区分するとともに、指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	適	否	条例第237条(第41条準用) 〈令第192条準用(第38条)〉	・会計関係書類
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適	否	平13老振18	
36 記録の整備 (独自基準)	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適	否	条例第236条第1項 〈令第191条の3第1項〉	・従業者に関する名簿 ・設備・備品台帳 ・会計関係書類 ・各種保存書類 ・特定施設サービス計画 ・サービス提供証明書 ・札幌市への通知に係る記録
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しているか。 ① 特定施設サービス計画 ② 条例第224条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 条例第226条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 条例第223条第3項の規定による結果等の記録 ⑤ 条例第237条第1項において準用する条例第27条の規定による札幌市への通知に係る記録 ⑥ 条例第237条第1項において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録 ⑦ 条例第237条第1項において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑧ 特定施設従業者の勤務の体制及び実績に関する記録	適	否	条例第236条第2項 〈令第191条の3第2項〉	
	(3) (2)の①～⑧の書類について、以下の期間保存しているか。 ・ ①～③及び⑧については、当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日まで ・ ④～⑦については、その完結の日から2年を経過した日まで	適 適	否 否	条例第236条第3項	

第5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。	適	否	条例第239条第1項 〈令第192条の3第1項〉	・概況説明 ・定款、寄付行為等 ・運営規程 ・パンフレット等
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めているか。	適	否	条例第239条第2項 〈令第192条の3第2項〉	
1 基本方針					
2 人員に関する基準					
(1) 従業員の員数	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業員の員数は、次のとおりとなっているか。			条例第240条第1項 〈令第192条の4第1項〉	・従業員の勤務体制及び勤務実績がわかるもの (例:勤務体制一覧表、勤務実績表)
① 生活相談員	(1) 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上であるか。	適	否	条例第240条第1項第1号 〈令第192条の4第1項第1号〉	・従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
	(2) 生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤であるか。 (ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。)	適	否	条例第240条第5項 〈令第192条の4第5項〉	・資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
② 介護職員	常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1人以上であるか。	適	否	条例第240条第1項第2号 〈令第192条の4第1項第2号〉	・出勤簿 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ・入居者数が分かる書類
③ 計画作成担当者	(1) 1以上(利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)となっているか。	適	否	条例第240条第1項第3号 〈令第192条の4第1項第3号〉	・出勤簿 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ・入居者数が分かる書類
	(2) 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は常勤となっているか。 (ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは 差し支えない。) また、当該介護支援専門員の介護支援専門員証は有効期間内となっているか。	適	否	条例第240条第7項 〈令第192条の4第6項〉	
(2) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受けている場合	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、外部サービス利用型特定施設従業員の員数は、それぞれ次のとおりとなっているか。			条例第240条第2項 〈令第192条の4第2項〉	・従業員の勤務体制及び勤務実績がわかるもの (例:勤務体制一覧表、勤務実績表)
① 生活相談員	(1) 常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者の合計数(総利用者数)が100又はその端数を増すごとに1人以上であるか。	適	否	条例第240条第2項第1号 〈令第192条の4第2項第1号〉	・従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
	(2) 生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤であるか。(ただし、利用者及び介護予防サービスの利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。)	適	否	条例第240条第6項 〈令第192条の4第5項〉	・資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)
② 介護職員	常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1及び介護予防サービスの利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上となっているか。	適	否	条例第240条第2項第2号 〈令第192条の4第2項第2号〉	・出勤簿 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ・入居者数が分かる書類
③ 計画作成担当者	(1) 1以上(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)となっているか。	適	否	条例第240条第2項第3号 〈令第192条の4第2項第3号〉	
	(2) 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は常勤となっているか。 (ただし、利用者及び介護予防サービスの利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは差し支えない。)	適	否	条例第240条第8項 〈令第192条の4第6項〉	
(3) 従業者	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定特定施設の従業者(外部サービス利用型特定施設従業者を含む。)を確保しているか。(ただし、宿直時間帯にあっては、この限りではない。)	適	否	条例第240条第4項 〈令第192条の4第4項〉	
(4) 管理者	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事して差し支えない。)	適	否	条例第241条 〈令第192条の5〉	・管理者の雇用形態がわかるもの ・管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの (例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ・管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)

3 設備に関する基準 (1) 設備	(1) 指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。 ただし、(1)の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物でなくとも差し支えない。 ① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 ③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	適	否	条例第242条第1項、第2項 〈令第192条の6第1項、第2項〉	・事業所の平面図(行政機関側が保存しているもの) ・設備、備品台帳
	(2) 指定特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を有しているか。 (ただし、居室の面積が25㎡以上である場合には、食堂を設けなくとも差し支えない。)	適	否	条例第242条第3項 〈令第192条の6第3項〉	
① 居室	(1) 居室の一室の定員は、1人となっているか。(ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人としても差し支えない)。	適	否	条例第242条第4項第1号 〈令第192条の6第4項第1号〉	・事業所の平面図 ・設備、備品台帳 ・建築確認書等
	(2) プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであるか。	適	否		
	(3) 地階に設けていないか。	適	否		
	(4) 1以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか。	適	否		
	(5) 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けているか。	適	否		
② 浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっているか。	適	否	条例第242条第4項第2号 〈令第192条の6第4項第2号〉	
③ 便所	居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えているか。	適	否	条例第242条第4項第3号 〈令第192条の6第4項第3号〉	
④ 食堂	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。	適	否	条例第242条第4項第4号 〈令第192条の6第4項第4号〉	
(2) 構造	(1) 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有しているか。	適	否	条例第242条第5項 〈令第192条の6第5項〉	
	(2) 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。	適	否	条例第242条第6項 〈令第192条の6第6項〉	
	(3) 指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによっているか。 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、設備基準を満たしているものとみなして差し支えない。	適	否	条例第242条第7項 〈令第192条の6第7項〉 条例第242条第8項 〈令第192条の6第8項〉	
4 運営に関する基準 (1) 内容及び手続の説明及び契約の締結等	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居(養護老人ホームに入居する場合は除く。)及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しているか。	適	否	条例第243条第1項 〈令第192条の7第1項〉	・重要事項説明書 ・入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約書等 ・運営規定 ・説明書 ・入居申込書 ・同意書
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはいないか。	適	否	条例第243条第2項 〈令第192条の7第2項〉	
	(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続きをあらかじめ(1)の契約に係る文書に明記しているか。	適	否	条例第243条第3項 〈令第192条の7第3項〉	
(2) 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではないか。	適	否	条例第248条(第222条第1項準用) 〈令第192条の12準用(第179条第1項)〉	・入居申込書 ・入居申込受付簿
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に代えて当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げていないか。	適	否	条例第248条(第222条第2項準用) 〈令第192条の12準用(第179条第2項)〉	・介護サービス記録

	(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者等が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じているか。	適	否	条例第248条(第222条第3項準用) 〈令第192条の12準用(第179条第3項)〉	・紹介の記録
	(4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めているか。	適	否	条例第248条(第222条第4項準用) 〈令第192条の12準用(第179条第4項)〉	・利用者に関する記録
(3) 受給資格等の確認	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	適	否	条例第248条(第12条準用) 〈令第192条の12準用(第11条第1項)〉	・介護保険番号、有効期限等を確認している記録等
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するように努めているか。	適	否	法第73条第2項	・サービス提供票 ・利用者に関する記録
(4) 要介護認定の申請に係る援助	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	適	否	条例第248条(第13条第1項準用) 〈令第192条の12準用(第12条第1項)〉	・利用者に関する記録
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	適	否	条例第248条(第13条第2項準用) 〈令第192条の12準用(第12条第2項)〉	
(5) サービスの提供の記録	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。	適	否	条例第248条(第224条第1項準用) 〈令第192条の12準用(第181条第1項)〉	・サービス提供記録 ・業務日誌
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、基本サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。	適	否	条例第248条(第224条第2項準用) 〈令第192条の12準用(第181条第2項)〉	
(6) 利用料等の受領	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	適	否 該当なし	条例第248条(第225条第1項準用) 〈令第192条の12準用(第182条第1項)〉 準用(平11老企25第3の一の3(11)の①)	・特定施設サービス計画 ・請求書 ・領収証控 ・運営規程 ・同意に関する記録
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	適	否 該当なし	条例第248条(第225条第2項準用) 〈令第192条の12準用(第182条第2項)〉	
	(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。 ① 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 ② おむつ代 ③ ①、②に掲げるもののほか、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担されることが適当と認められるもの。 なお、③の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱われているか。	適	否	条例第248条(第225条第3項準用) 〈令第192条の12準用(第182条第3項)〉 平11老企25第3の十の3(4)の② 平12老企54	
	(4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	適	否	条例第248条(第225条第4項準用) 〈令第192条12準用(第182条第4項)〉	

	(5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。	適 否	法第41条第8項	・特定施設サービス計画 ・請求書 ・領収証控 ・運営規程 ・同意に関する記録
	(6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 ・領収証には費用区分を明確にしているか ① 基準により算定した費用の額又は現に要した費用 ② その他の費用（個別の費用ごとの区分）	適 否	施行規則第65条	
(7) 保険給付の請求のための証明書の交付	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	適 否	条例第248条（第22条準用） 〈令第192条12準用（第21条）〉	・サービス提供証明書（控）（介護給付費明細書代用可）
(8) 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っているか。	適 否	条例第248条（第226条第1項準用） 〈令第192条12準用（第183条第1項）〉	・特定施設サービス計画 ・使用しているパンフレット等 ・介護日誌
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとしないよう配慮して行っているか。	適 否	条例第248条（第226条第2項準用） 〈令第192条12準用（第183条第2項）〉	
	(3) 外部サービス利用型指定特定施設の特設施設従業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	適 否	条例第248条（第226条第3項準用） 〈令第192条の12準用（第183条第3項）〉	
	(4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 （身体拘束の対象となる具体的行為） ① 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。	適 否	条例第248条（第226条第4項準用） 〈令第192条12準用（第183条第4項）〉 平13老発155（身体拘束ゼロへの手引き）	・身体的拘束等の記録（身体的拘束等がある場合） ・身体的拘束等の適正化のための指針 ・身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの ・身体的拘束等の適正化のための研修及び結果がわかるもの
	(5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。そのため、事業所の管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど、意識啓発に努めているか。	適 否	平13老発155の2,3	
	(6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しているか。 なお、記録に当たっては「身体拘束ゼロの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」等を参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。	適 否	条例第248条（第226条第5項準用） 〈令第192条の12準用（第183条第5項）〉 平13老発155の6	

	(7) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について ア 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底しているか。 イ 委員会は幅広い職種(施設長、看護職員、介護職員、生活相談員等)で構成されており、構成メンバーの責務と役割分担を明確化しているか。 ウ 委員会の開催時には以下の点について、留意しているか。 ・身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 ・介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、上記の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。 ・委員会において、上記のとおり報告された事例を集計し、分析すること。 ・事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 ・報告された事例及び分析結果を従事者に周知徹底すること。 ・適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。	適 適 適	否 否 否	条例第248条(第226条第6項第1号準用) 〈令第192条12準用(第183条第6項)平11老企25第3の十の3(5)の②	・身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ・身体的拘束等の適正化のための指針 ・身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの ・身体的拘束等の適正化のための研修及び結果がわかるもの
	(8) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」に次のような項目を盛り込んでいるか。 ・施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会その他施設内の組織に関する事項 ・身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ・施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ・身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ・入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	適	否	条例第248条(第226条第6項第2号準用) 〈令第192条12準用(第183条第6項)平11老企25第3の十の3(5)の③	
	(9) 介護職員その他の従事者に対する身体的拘束等の適正化のための研修について、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が整備した指針に基づいた研修プログラムを作成し、年2回以上の定期的な教育を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施しているか。 また、研修の内容は記録しているか。	適	否	条例第248条(第226条第6項第3号準用) 〈令第192条12準用(第183条第6項)平11老企25第3の十の3(5)の④	
	(10) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適	否	条例第248条(第226条第7項準用) 〈令第192条12準用(第183条第7項)〉	
(9) 特定施設サービス計画の作成	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	適	否	条例第248条(第227条第1項準用) 〈令第192条12準用(第184条第1項)〉	・特定施設サービス計画
	(2) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。	適	否	条例第248条(第227条第2項準用) 〈令第192条12準用(第184条第2項)〉	・特定施設サービス計画 ・利用者に関する記録 ・利用者の能力、環境等を評価した記録
	(3) 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しているか。	適	否	条例第248条(第227条第3項準用) 〈令第192条12準用(第184条第3項)〉	・協議記録 ・居宅サービス計画 ・特定施設サービス計画原案
	(4) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	適	否	条例第248条(第227条第4項準用) 〈令第192条12準用(第184条第4項)〉	・原案に対する同意書 ・アセスメントの結果がわかるもの ・サービス提供記録 ・モニタリングの結果がわかるもの
	(5) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しているか。	適	否	条例第248条(第227条第5項準用) 〈令第192条の12準用(第184条第5項)〉	

	(6) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行っているか。	適	否	条例第248条(第227条第6項準用) 〈令第192条の12準用(第184条第6項)〉	・特定施設サービス計画 ・利用者に関する記録 ・利用者の能力、環境等を評価した記録 ・協議記録 ・居宅サービス計画 ・特定施設サービス計画原案
	(7) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の変更を行う際も上記(2)から(5)に準じて取り扱っているか。	適	否	条例第248条準用(第227条第7項) 〈令第192条の12準用(第184条第7項)〉	・原案に対する同意書 ・アセスメントの結果がわかるもの ・サービス提供記録 ・モニタリングの結果がわかるもの
(10) 受託居宅サービスの提供	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じているか。	適	否	条例第244条第1項 〈令第192条の8第1項〉	・特定施設サービス計画
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させているか。	適	否	条例第244条第2項 〈令第192条の8第2項〉	・利用者に関する記録
(11) 口腔衛生の管理	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っているか。 また、厚生労働省通知「リハビリテーション・個別機能訓練・栄養、口腔の実施及び一体的取組について」を参照しているか。 ※令和9年3月31日まで経過措置	適	否	条例第248条(第228条の2準用) 〈令第192条の12(準用第185条の2) 平11老企25第3の十の3(8)〉	
(12) 相談及び援助	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っているか。	適	否	条例第248条準用(第230条) 〈令第192条の12準用(第187条)〉	・利用者に関する記録 ・相談記録等
(13) 利用者の家族との連携等	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	適	否	条例第248条(第231条準用) 〈令第192条12準用(第188条)〉	・利用者に関する記録 ・面会に関する記録
(14) 利用者に関する市町村への通知	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	適	否 該当なし	条例第248条(第27条準用) 〈令第192条の12準用(第26条)〉	・市町村に送付した通知に係る記録
(15) 緊急時等の対応	(1) 外部サービス利用型特定施設従業者は、現に外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適	否	条例第248条(第55条準用) 〈令第192条12準用(第51条)〉	・運営規程 ・連絡体制に関する書類 ・サービス提供記録
	(2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。	適	否	準用(平11老企25第3の二の3(3)の②)	・契約書
(16) 管理者の責務	(1) 外部サービス利用型指定特定施設の管理者は、外部サービス利用型特定施設従業者の管理及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	適	否	条例第248条(第56条第1項準用) 〈令第192条12準用(第52条第1項)〉	・組織図・組織規程 ・職務分担表 ・業務報告書 ・業務日誌等
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設の管理者は、当該外部サービス利用型特定施設従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	適	否	条例第248条(第56条第2項準用) 〈令第192条の12準用(第52条第2項)〉	

(17) 運営規程	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 入居定員及び居室数 ④ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地 ⑥ 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続 ⑦ 施設の利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待防止のための措置 ⑪ その他運営に関する重要事項 また、⑩のその他運営に関する重要事項として、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。 ・ ①～⑪の内容は適正か。	適 否	条例第245条 〈令第192条の9〉	・運営規程 ・重要事項説明書 ・指定申請及び変更届(写)
(18) 受託居宅サービス事業者への委託	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行っているか。	適 否	条例第246条第1項 〈令第192条の10第1項〉	・委託契約書
	(2) 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）であるか。	適 否	条例第246条第2項 〈令第192条の10第2項〉	
	(3) 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定福祉用具貸与及び指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護としているか。	適 否	条例第246条第3項 〈令第192条の10第3項〉	
	(4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護又は指定地域密着型通所介護を提供する事業者と、(1)に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結しているか。	適 否	条例第246条第4項 〈令第192条の10第4項〉	
	(5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、(3)に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、(4)の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、(1)に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結しているか。	適 否	条例第246条第5項 〈令第192条の10第5項〉	
	(6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、(3)の指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しているか。	適 否	条例第246条第6項 〈令第192条の10第6項〉	
	(7) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に対して、業務について必要な管理及び指揮命令を行っているか。	適 否	条例第246条第7項 〈令第192条の10第7項〉	
	(8) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。	適 否	条例第246条第8項 〈令第192条の10第8項〉	・受託サービスに係る確認の記録
(19) 勤務体制の確保等	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し適切な基本サービスその他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。	適 否	条例第248条（第233条第1項準用） 〈令第192条の12準用（第190条第1項）〉	・従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表）
	(2) 外部サービス利用型特定施設従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上に明確にしているか。	適 否	平11老企25第3の十の3(12)の①	・委託事業者の業務の実施状況の確認記録 ・賃金台帳
	(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は当該外部サービス利用型指定特定施設の従業者によって基本サービスを提供しているか。（ただし、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。）	適 否	条例第248条（第233条第2項準用） 〈令第192条の12準用（第190条第2項）〉	・雇用の形態（常勤・非常勤）がわかるもの ・勤務実績表（勤務実績が確認できるもの）

	(4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。また、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させているか。	適	否	条例第248条準用（第233条第4項） 〈令第192条の12準用（第190条第4項）〉	・研修の計画及び実績がわかるもの
	(5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ① 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知啓発しているか。 ② 相談に対応する担当者及び窓口をあらかじめ定め、労働者に周知しているか。	適	否	条例第248条準用（第233条第5項） 〈令第190条第5項〉	・職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
(20) 業務継続計画の策定等	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制による早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じているか。 [業務継続計画に盛り込むべき内容] ① 感染症に係る業務継続計画 ア 平時からの備え（体制構築・整備・感染症防止に向けた取組の実施・備蓄品の確保） イ 初動対応 ウ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有） ② 災害に係る業務継続計画 ア 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） イ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ウ 他施設及び地域との連携	適	否	条例第248条準用（第32条の2） 〈令第192条の12準用（第30条の2）〉 平11老企25第3の十の3の(13)	・業務継続計画 ・研修の計画及び実績がわかるもの ・訓練の計画及び実績がわかるもの
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（※1）を定期的に実施しているか。 なお、職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年2回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時は別に研修を実施すること。 ※1 感染症や災害発生に備え、業務継続計画に基づき施設内の役割分担の確認、発生時に行うケアの演習等	適	否		
	(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	適	否		
(21) 非常災害対策	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規制第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定特定施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。 別紙（火災を含めた自然災害等の防災対策に係る確認事項）により詳細確認	適	否	条例第248条準用（第110条第1項） 〈令第192条の12準用（第103条第1項）〉 準用（平11老企25第3の六の3(7)の①）	・非常災害時の対応計画（管轄消防署へ届け出た消防計画（風水害、地震対策含む）又はこれに準ずる計画 ・運営規程 ・避難・救出等訓練の実施状況がわかるもの ・通報、連絡体制がわかるもの
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 ・ 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなどより実効性のあるものとしているか。	適	否	条例第248条準用（第110条第2項） 〈令第192条の12準用（第103条第2項）〉 準用（平11老企25第3の六の3(7)の②）	
(22) 衛生管理等	(1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。	適	否		・受水槽の清掃記録 ・衛生マニュアル等
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	適	否	条例第248条準用（第111条第1項） 〈令第192条の12準用（第104条第1項）〉	・食中毒防止等の研修記録簿 ・指導等に関する記録 ・現場確認
	(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。 また、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。	適	否	条例第248条準用（第111条第2項） 〈令第192条の12準用（第104条第2項）〉 準用（平11老企25第3の六の3(7)の①）	
	(4) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	適	否	準用（平11老企25第3の六の3(7)の③）	

(23) 感染症の予防及びまん延防止のための措置	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、必要な措置を講じているか。	適	否	条例第248条準用(第111条第2項) 令第192条の12準用(第104条第2項) 平11老企25第3の十の3(14)の②	・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
	(1) 当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、特定施設従業者に周知徹底を図ること。				
	(2) 当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。				
(24) 掲示	(3) 当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所において、特定施設従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	適	否	条例第248条準用(第34条第1項、第2項) 〈令第192条の12準用(第32条第1項、第2項)〉	・掲示物
	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設の見やすい場所に、運営規程の概要、特定施設従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか(重要事項を記載した書面を事業者に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより掲示に代えることができる。) ・記載事項、文字の大きさ、掲示方法等の確認 ・掲示事項の内容は、届け出ている内容や実態に相違していないか。				
(25) 秘密保持等	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。	適	否	条例第248条準用(第34条第3項) 〈令第192条の12準用(第32条第3項)〉	・ウェブサイト
	(1) 指定特定施設及び受託居宅サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。				
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設及び受託居宅サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。				
(26) 広告	(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	適	否	条例第248条準用(第35条第1項) 〈令第192条の12準用(第33条第1項)〉	・就業時の取り決め等の記録 ・従業者の秘密保持誓約書
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。				
	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。				
(27) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	適	否	条例第248条準用(第36条) 〈令第192条の12準用(第34条)〉	・パンフレット、チラシ等 ・web広告 ・ポスター等
(28) 苦情処理	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適	否	条例第248条準用(第37条) 〈令第192条の12準用(第35条)〉	
	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。	適	否	条例第248条準用(第38条第1項) 〈令第192条の12準用(第36条第1項)〉 準用(平11老企25第3の一の3(23)の①)	・運営規程 ・掲示物 ・苦情に関する記録 ・指導等に関する記録
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適	否	条例第248条準用(第38条第2項) 〈令第192条の12準用(第36条第2項)〉	
	(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であることの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適	否	準用(平11老企25第3の一の3(23)の②)	
	(4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適	否 該当なし	条例第248条準用(第38条第3項) 〈令第192条の12準用(第36条第3項)〉	・指導等に関する記録

	(5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善内容を市町村に報告しているか。	適否 該当なし	条例第248条準用(第38条第4項) 〈令第192条の12準用(第36条第4項)〉	
	(6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適否 該当なし	条例第248条準用(第38条第5項) 〈令第192条の12準用(第36条第5項)〉	
	(7) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適否 該当なし	条例第248条準用(第38条第6項) 〈令第192条の12準用(第36条第6項)〉	
(29) 協力医療機関等	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	適否	条例第248条準用(第234条第1項) 〈令第192条の12準用(第191条第1項)〉	・揭示板 ・契約書
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(1)の協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めているか。 ① 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ② 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。	適否	条例第248条準用(第234条第2項) 〈令第192条の12準用(第191条第2項)〉	
	(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った知事に届け出ているか。	適否	条例第248条準用(第234条第3項) 〈令第192条の12準用(第191条第1項)〉	
	(4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めているか。	適否	条例第248条準用(第234条第4項) 〈令第192条の12準用(第191条第4項)〉	
	(5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定締結指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。	適否 該当なし	条例第248条準用(第234条第5項) 〈令第192条の12準用(第191条第5項)〉	
	(6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めているか。	適否	条例第248条準用(第234条第6項) 〈令第192条の12準用(第191条第6項)〉	
	(7) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	適否	条例第248条準用(第234条第7項) 〈令第192条の12準用(第191条第7項)〉	
	(8) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。	適否	準用(平11老企25第3の十の3(13))	
(30) 地域との連携等	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	適否	条例第248条準用(第235条第1項) 〈令第192条の12準用(第191条の2第1項)〉	・活動状況報告書
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した基本サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適否	条例第248条(第235条第2項準用) 〈令第192条の12準用(第191条の2第2項)〉	

(31) 事故発生時の対応	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適	否	条例第248条(第40第1項準用) 〈令第192条の12準用(第37条第1項)〉	・事故対応マニュアル ・札幌市、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの ・事故に際して採った処置の記録 ・損害賠償の実施状況がわかるもの
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適	否	条例第248条(第40条第2項準用) 〈令第192条の12準用(第37条第2項)〉	
	(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適	否	条例第248条(第40条第3項準用) 〈令第192条の12準用(第37条第3項)〉	
	(4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適	否	準用(平11老企25第3の一の3(24)の③)	
(32) 虐待の防止	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じているか。 (1) 当該外部サービス利用型特定施設生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、特定施設従業者に周知徹底を図ること。	適	否	条例第237条(第40条の2準用) 〈令第192条準用(第37条の2)〉 平11老企25第3の十の3の(16)	・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの ・虐待の防止のための指針 ・虐待の防止のための研修の研修の計画及び実績がわかるもの ・担当者を置いていることがわかるもの
	(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。	適	否		
	(3) 当該指定特定施設生活介護事業所において、特定施設従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。	適	否		
	(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	適	否		
(33) 会計の区分	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに経理を区分するとともに、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	適	否	条例第248条(第41条準用) 〈令第192条の12準用(第38条)〉	・会計関係書類
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適	否	平13老振18	
(34) 記録の整備	(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備しているか。	適	否	条例第247条第1項 〈令第192条の11第1項〉	・従業者に関する名簿 ・設備 ・備品台帳 ・会計関係書類 ・各種保存書類 ・特定施設サービス計画 ・サービス提供証明書 ・市町村への通知に係る記録
	(2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しているか。 ① 特定施設サービス計画 ② 条例第244条第2項の規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録 ③ 条例第246条第8項の規定による結果等の記録 ④ 条例第27条の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ⑤ 条例第38条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑥ 条例第40条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑦ 条例第224条第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑧ 条例第226条第5項の規定を準用する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑨ 条例第233条第3項の規定を準用する結果等の記録 ⑩ 外部サービス利用型特定施設従業者の勤務の体制及び実績に関する記録	適	否	条例第247条第2項 〈令第192条の11第2項〉	
	(3) (2)の①～⑩の書類について、以下の期間保存しているか。 ・ ①、②、⑦及び⑩については、当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日まで ・ ③～⑥、⑧及び⑨については、その完結の日から2年を経過した日まで	適 適	否 否	条例第247条第3項	

確認項目	確認事項	点検結果	根拠法令	関係書類																																			
消防計画等	1 地震・津波等の自然災害を含めた消防計画若しくは前記の自然災害を想定した非常災害計画(以下「消防計画等」という。)を別に定めているか。 <table border="1"> <tr> <td>地震</td><td>有</td><td>無</td><td>風水害</td><td>有</td><td>無</td><td>その他 (具体的に)</td><td></td></tr> <tr> <td>津波</td><td>有</td><td>無</td><td>土砂災害</td><td>有</td><td>無</td><td></td><td></td></tr> </table> ※消防計画等とは別に自然災害に関するマニュアル等を整備している場合は「有」。 2 消防計画等に基づく避難訓練及び消火訓練は、適切に行っているか。 ■直近1年間の避難訓練の実施状況 <table border="1"> <tr> <td>訓練項目</td><td>実施日</td><td>実施回数</td><td>左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数</td><td>消防機関の協力もとの実施回数</td></tr> <tr> <td>避難訓練</td><td>(R . . .) (R . . .)</td><td>回</td><td>回</td><td>回</td></tr> </table> 避難訓練のうち年1回以上は夜間(又は夜間想定)訓練を行っているか。 (い る) また、自然災害を想定した避難訓練を実施しているか。(通所の事業所を除く) (いない) ■直近1年間の避難訓練の実施状況 <table border="1"> <tr> <td>訓練項目</td><td>実施日</td><td>実施回数</td><td>左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数</td><td>消防機関の協力もとの実施回数</td></tr> <tr> <td>夜間想定訓練</td><td>(R . . .) (R . . .)</td><td>回</td><td>回</td><td>回</td></tr> </table>	地震	有	無	風水害	有	無	その他 (具体的に)		津波	有	無	土砂災害	有	無			訓練項目	実施日	実施回数	左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数	消防機関の協力もとの実施回数	避難訓練	(R . . .) (R . . .)	回	回	回	訓練項目	実施日	実施回数	左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数	消防機関の協力もとの実施回数	夜間想定訓練	(R . . .) (R . . .)	回	回	回	いる いない ※1、※2 ※1、※2、※7	消防計画策定届出書 ・防災計画(マニュアル)等 消防訓練結果記録
地震	有	無	風水害	有	無	その他 (具体的に)																																	
津波	有	無	土砂災害	有	無																																		
訓練項目	実施日	実施回数	左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数	消防機関の協力もとの実施回数																																			
避難訓練	(R . . .) (R . . .)	回	回	回																																			
訓練項目	実施日	実施回数	左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数	消防機関の協力もとの実施回数																																			
夜間想定訓練	(R . . .) (R . . .)	回	回	回																																			
組織体制	3 自然災害発生時の避難体制(避難場所、避難経路等)、職員の任務分担、緊急連絡体制について明確にし、職員・利用者に周知徹底しているか。 <table border="1"> <tr> <td>避難場所</td><td>任務分担の有無</td><td>有</td><td>無</td></tr> <tr> <td>避難経路</td><td>動員計画の有無</td><td>有</td><td>無</td></tr> <tr> <td>避難方法(用具)</td><td>夜間の避難誘導体制</td><td>有</td><td>無</td></tr> <tr> <td>職員・利用者への周知方法</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	避難場所	任務分担の有無	有	無	避難経路	動員計画の有無	有	無	避難方法(用具)	夜間の避難誘導体制	有	無	職員・利用者への周知方法				いる いない ※1、※2	非常時連絡網																				
避難場所	任務分担の有無	有	無																																				
避難経路	動員計画の有無	有	無																																				
避難方法(用具)	夜間の避難誘導体制	有	無																																				
職員・利用者への周知方法																																							
緊急連絡体制の整備	4 火災を含め自然災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか。 ① 避難場所や避難経路の設定等は、所在市町村の地域防災計画や津波ハザードマップ等と整合性を図るなど、市町村と連携して取り組んでいるか。 (い る) (いない) ② 緊急時における情報伝達の手段、方法について、日頃から市町村との連携体制は整備されているか。 (い る) (いない)	いる いない ※1、※2 ※4、※6	連絡体制表																																				
防災教育の実施	5 職員や利用者に対し、自然災害についての基礎的な知識や非常災害計画の理解を高めるための防災教育(研修を含む)を実施しているか。 (い る) (いない)	※3、※5	職員研修記録等																																				
地域住民等との協力	6 近隣住民及び近隣施設との協力体制が確保されているか。 (い る) (いない) 具体例	※6																																					

【根拠法令】	
※1 事業種別毎の「人員、設備及び運営に関する基準」(H11厚生省令37号、39号、40号及び41号)	※5「社会福祉施設における地震防災対策について」(H7.5.8 地福3058号)
※2 ※1の解釈通知(H11老企第25号、43号、44号及び45号)	※6「社会福祉施設等における防災対策の徹底について」(H21.8.13 施運 371号)
※3「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」(国通知S55.1.16 社援5号)	※7 消防法施行規則第3条
※4「社会福祉施設における」防災対策の強化について」(5.1.25 社老1874号)	